

「男女平等社会」から 「ジェンダー平等社会」へ

〔座談会〕 平出陽子道議、小山直子市議、司会：村井弘子（函館市退職教職員協議会）

発行：2018年夏

＜はじめに＞

「男女共同参画社会基本法」が制定（1999年12月）されてから15年目である2014年夏に、「平出陽子後援会」と「小山直子と歩む会」の共同企画として『男女平等参画社会：先進国では最低水準！』を発行し、女性を取り巻く現状を分析し2人の今後の活動指針を提案しました。

その後の4年間（2014年夏～2018年夏）のジェンダーを取り巻く現状は少しずつ改善の方向で法整備されてきましたが、「セクハラ罪は存在しない」「セクハラを受けたことを、実名で名乗り出ることがそんなに嫌なことなのか」「女性の社会進出が少子化を生んでいる面もある」など、政治家や官僚から発せられる言葉を聞くと、日本社会はまだまだ成熟していないのだと感じざるを得ません。

これらジェンダーをめぐる状況を再び分析して、更に改善すべき点を洗い出し企画第2陣としてまとめ提案することにしました。

司会：右記の表を見てどのように感じますか。

平出：私が女性運動を始めたのは北教組函館支部女性部の役員に就いた1984年からです。当時から、社会全体の意識や職場での意識に男女の格差をいやというほど感じていました。ですから、男女雇用機会均等法成立に向け、全道の女性部の仲間達と運動（自立とは、生活的自立・精神的自立・経



済的自立と考え、男女共に身につける3自立の確立）を推進していた頃を思い出します。年表から運動や法整備の流れがよく分かります。

＜女性差別撤廃運動の主な経過＞

- * 1967年 国連は「女性の差別撤廃宣言」採択
- * 1979年 国連は「女性の差別撤廃条約」採択
- * 1984年 日本は「国際法」改正
- * 1985年 「男女雇用機会均等法」施行
- * 1985年 「学習要領改正（家庭科共学）」を約束
- * 1985年 **「女子差別撤廃条約」批准**
- * 1991年 「育児休業法」成立
- * 1999年 **「男女共同参画社会基本法」**成立
- * 2001年 「DV防止法」成立
- * 2004年 「性同一性障がい特例法」（議員立法）成立
- * 2008年 国連女性差別撤廃委員会は日本に対し、何年度かの「改善勧告」
- * 2010年 日本は「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
- * 2015年 **「女性活躍推進法（職業生活における）」**成立
- * 2015年 国連は「誰一人取り残さない社会の実現」の17開発事業決定
- * 2015年 日本は「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
- * 2017年 世界経済フォーラムは日本のジェンダーギャップ指数を144カ国中114位と発表
- * 2018年 日本は **「政治分野における男女共同参画推進法」（議員立法）**成立



小山：1999年「男女共同参画基本法」が成立した頃、私はまだ教員でしたから、男女混合名簿や運動会の短距離走も混合で走ろうと運動を進めていました。

そんな時に「紅白リレーのアンカーはどうして男子なんですか。6年生で最後だし、私、アンカーで走りたい。」と走るのが得意な女の子が切に訴えてきました。私は、自分自身もまだまだ固定観念に縛られていたことに気づかされた一言でした。

司会：男女平等意識を阻むのは性別役割分業意識ですね。

平出：そうです。その考えを撤廃するため、基本的人権として女性の労働権の学習や女性の労働実態（特に賃金）の学習を続けてきました。その結果、「経済的自立」を支援する「男女雇用機会均等法」の成立や1999年「男女共同参画社会基本法」が成立した時は、これまで運動してきた努力が報われ、女性にとって差別のない、男女共に認められる明るい平等社会がもうすぐ手に入ると小踊りしたい気分でした。最後まで整備が難しかった女性の精神的自立（性の自立）を認める2001年「配偶者からのDV防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定された時は、本当に涙が出るほどうれしかったのを覚えています。

小山：法制化されても、各自治体に推進計画策定を義務づけなければ前には進みません。各自治体の努力義務だけならば策定の優先順位が低くなりますし、例え計画が策定されても実現させるという強い意志が行政になれば、計画は「策定しただけ」になります。特に女性に関する問題では、必要と感じた組合女性部や女性団体そして女性議員の強力な後

押しが、政府・各自治体・男性議員を動かし法制化したと言ってもいいでしょう。

司会：今回「男女平等」から「ジェンダー平等」の文言を使っていますが。

平出：「男女平等」という言葉を長い間私たちも使ってきましたが、「男」「女」の括りで良いのか、違和感を覚えている人がいないのか気になっていましたので「ジェンダー平等」という言葉を使うようにしてきました。やっと行政でも使うようになり一般化してきたことはうれしいですね。ジェンダーとはユニセフによると「社会的・文化的に構築された何が女性的で、何が男性的かを表す概念」という意味になります。

2015年9月に国連は2030年までの国際社会全体で「誰一人取り残さない社会の実現」のための持続可能な17開発事業を決めました。その中に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。」があり、また、私たちが所属する立憲民主党綱領にも「性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等を確立するとともに、性的指向や性自認、障がいの有無などによって差別されない社会を推進します。」の文言が載っています。

《イギリスから報告》



コンロイ・小林寿子さん（元北教組女性部常任委員）によると、昨夏、ある小学校での出来事。

制服の長ズボンが暑いので短パン着用を願い出たところ、短パンは制服ではないと許可降りず。すると男子全員女子と同じ制服のミニスカートを着用し登校。これには先生も要望を認めざるを得なくなり、短パン着用を認めた。

小山：函館市議会では女性議員が30%（10人）になっていますので、一応クリアしていますが、道内にはもっと上位の議会もあります。

（1位歌志内市37.5%、2位江別市37%、3位南幌町36.3%、4位奈井江町33.3%、5位北広島市31.8%、6位函館市30%。）来年の改選期から市議定数が3名減るので、割合を減らさず再選できるように女性議員も頑張らなくてはなりません。

司会：日本のジェンダーギャップ指数は年々下がり続け、114位になりました。

小山：国連から何度も「ジェンダー平等」になるよう勧告を受けていて、やっと2015年「**女性活躍推進法**」が、2018年5月議員立法で「**政治分野における男女共同参画推進法**」が成立しました。

政治分野の方の「できる限り男女同数となることをめざす」という条文は画期的ですが、拘束力のない努力義務ですから、各政党の考え方に左右されます。来年の統一地方選や参議院選に少しでも反映されるようになると良いですが。

平出：同様に「仕事と家庭の円滑かつ継続的な両立が可能となるよう」の条文にも期待したいです。来期の道議選に女性議員4名が立起

≪札幌市では≫

2017年「同性パートナーシップ制度が」導入されました。その直後、市役所にはこの制度に反対するFAXが山のように送られてきたそうです。

しかし、担当課長は「これは、少数者の人がこれだけ差別と偏見の中で暮らしている証である。誰もが安心して暮らせる街にするために、この制度をしっかりと進めよう。」と話したそうです。行政の中に理解ある人を増やしていくことも大事ですね。

しない理由は、全員「家族の介護のため」です。これまでも法律ができてても実現には10年以上もかかります。政治分野でも性別にとらわれず仕事や家庭も両立し活躍できるように早くしたいものです。

子育て中の女性議員や女性市長が誕生しています。様々な女性が政治分野に参画するためにも、条件整備が課題ですね。

小山：女性も含め社会のマイノリティーが声を挙げなければ、問題があることすら多数派は気づきません。そのためにも来期もお互い頑張らしましょうね。

平出：女性議員だからといって「人権問題」に関心をもち、必要な人へ配慮し、支援を訴えるとは限りません。先日大抗議を受けた女性の与党議員発言「LGBTの人は子どもを作らない。つまり生産性がない」もあります。だからこそ「性の多様性を認めよう」「ジェンダー平等の考えを広めよう」は重要だと思います。私もマイノリティーのためにクォータ制導入或いは同数になる仕組み作りを政党に提案するためにも、道議として来期も頑張ります。

ジェンダーギャップ指数

（毎年11月世界経済フォーラムが発表）
（政治への参画・職場への進出・教育・健康から男女格差）

【2017年度の順位】	【2013～17年度日本の順位】
1位 アイスランド	2013年 105位
2位 ノルウェー	(136カ国中)
3位 フィンランド	2014年 104位
4位 ルワンダ	(142カ国中)
5位 スウェーデン	2015年 101位
6位 ニカラグア	(145カ国中)
7位 スロヴェニア	2016年 111位
8位 アイルランド	(145カ国中)
9位 ニュージーランド	2017年 114位
10位 フィリピン	(144カ国中)
⋮	
49位 アメリカ	
⋮	
100位 中国	
⋮	
114位 日本	
⋮	
118位 韓国	
⋮	
144位 イエメン	